

総合評価落札者決定基準

(令和 7 年 4 月 1 日以降公告・通知適用 改正箇所朱書)

- 1 総合評価基準 落札者は、価格及び技術提案資料の内容を総合的に評価することにより行う。

2 審査基準

技術提案資料に記載された技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ加算点を求める。なお、加算点を求める際の評価項目、基準、及び換算点は、次の表のとおりとする。

視点	評価項目		評価基準	配点	換算値
(1) 企業の 技術力	①企業の 技術 的能力	過去 8 年間の同種 工事の施工実績	同種工事の施工実績がある	2	4
			施工実績がない	0	
		過去 3 年間の工事 成績評点の平均点 (過去 3 年間に成 績点がない場合は 過去 5 年間)	80 点以上	2	
			75 点以上 80 点未満	1.5	
			70 点以上 75 点未満	1	
			65 点以上 70 点未満	0.5	
			65 点未満又は実績なし	0	
		ISO 認証の取得状 況	ISO9001 及び ISO14001 を取得	1	
			ISO9001 又は ISO14001 を取得	0.5	
			どちらも取得していない	0	
	②配置 技術者 の技術 的能力	主任(監理)技術者 の保有する資格	1 級土木施工管理技師、技術士と同等の 資格	2	4
			2 級土木施工管理技師と同等の資格	1	
			上記以外	0	
		過去 8 年間の主任 (監理)技術者の施 工経験の有無	県・市町発注工事で実績あり	2	
			その他の公共発注機関で実績あり	1	
			同種工事の施工実績なし	0	
(2) 地域精 通度・ 地域貢 献度	①地域 精通度	営業拠点の所在地	周防大島町内に本店あり	2	2
			周防大島町内に支店、営業所あり	1	
			周防大島町内に本店、支店、営業所な し	0	
	②地域 貢献度	過去 5 年間の応急 対策活動実績	応急対策活動実績あり	1	
			応急対策活動実績なし	0	
		過去 1 年間の地域 活動実績	地域活動実績あり	1	
			地域活動実績なし	0	
				換算値(加算点)の計	

【除算方式】

評価値＝技術評価点／入札書記載価格

＝(標準点＋加算点＋履行確実点)／入札書記載価格

- ・技術評価点＝標準点(100点)＋加算点(0点～10点)＋履行確実点(0点又は5点)
- ・履行確実点は、入札書記載価格が調査基準価格以上の場合に5点、調査基準価格未満の場合は0点とする。
- ・評価値を算定するための入札書記載価格は、入札時の入札書記載価格とするが、その入札書記載価格が調査基準価格未満の場合は、調査基準価格として評価値を算定する。

3 加算点の算出

技術審査資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出する。

加算点は次の式により、評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。

$$\text{加算点} = \Sigma \left(\frac{\text{評価項目ごとの得点合計}}{\text{評価項目ごとの配点合計 (満点)}} \times \text{項目ごとの換算値} \right)$$

4 技術評価点及び評価値の算出

標準点(100点)に、3で算出した加算点及び履行確実点を加えた和を入札参加者の技術評価点とする。

技術評価点＝標準点(100点)＋加算点(0点～10点)＋履行確実点(0点又は5点)

履行確実点は、入札書記載価格が調査基準価格以上の場合に5点、調査基準価格未満の場合は0点とする。

5 評価値の算出 入札参加者の評価値は、次式により算出する。

評価値＝技術評価点／入札書記載価格

評価値を算出するための入札書記載価格は、入札時の入札書記載価格とするが、その入札書記載価格が調査基準価格未満の場合は、調査基準価格として評価値を算出する。

6 落札者の決定方法

- (1) 落札者を決定しようとするときは、指名審査会に諮り、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 低入札価格調査において、不落札とならないこと。

- (2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。